「ふるさと名物応援宣言」の対象とする「ふるさと名物」については、地域ブランドの育成・強化につながるよう、適切に絞り込みを行うことが必要である。

「ふるさと名物応援宣言」は、軸となる地域産業資源の種類により、大きく分けて、次の(i)から(iii)までの3類型が想定される。ただし、複数の異なる種類の地域産業資源を組み合わせた「ふるさと名物」や、複数の「ふるさと名物」を一つのテーマ（地域の気候、地理、歴史、文化、人々の暮らしぶり等の特徴を捉えたストーリー）でつないだ応援宣言とすることは可能である。

(i)　農林水産品活用型

(ii)　鉱工業品活用型

(iii)　観光資源活用型

4　地域産業資源活用事業の促進に当たって配慮すべき事項

(1)　地域産業資源活用事業の支援体制の整備

①　支援事務局の設置

中小企業者が、地域産業資源を活用して消費者等に価値を提供していくことを効果的に支援するためには、外部の専門家等の資源を活用して、中小企業者の直面する課題に応じた適切な支援を行うことが重要である。

こうしたことから、国は、地域産業資源活用事業の計画段階から実施段階まで一貫して、助言等の支援を行うための支援事務局を、各経済産業局等（経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局）の管轄区域ごとに設置する。各支援事務局には、マーケティング等に精通したコンサルタント、起業経験者、商社、金融機関等の出身者等の実務に精通した者を専門家として配置し、都道府県や関係団体等と連携して、商品や役務の開発、生産、販売等に取り組む中小企業者の相談に応じ、市場調査、商品企画、事業性評価、販路の開拓等に係る助言等を実施する。特に、販路の開拓については、地域産業資源活用事業を実施する中小企業者と、小売事業者や地域産業資源活用支援事業者等との連携を推進することが重要である。

また、各支援事務局における支援の充実を図るため、適切な専門家の紹介や全国規模の販路の開拓等の支援を実施する推進組織を併せて設置する。

②　地方公共団体及び関係支援機関等との連携

国は、地域産業資源活用事業の支援を実施するに当たり、地方支分部局を含めた関係府省の適切な連携を図るものとする。また、中小機構、地方公共団体、中小企業支援機関、金融機関、関係団体等との適切な役割分担の下、密接な連携体制を構築し、支援の効果的な実施を図る。

(2)　地域産業資源活用事業の成果等に関する周知・広報

国は、施策の有効な実施を図るため、認定を受けた地域産業資源活用事業や地域産業資源活用支援事業等に関する実施状況や成果等について実態把握に努める。

また、中小企業者等に対し、地域産業資源の活用に係る施策の意義や内容、成果等に関する周知を図っていくとともに、地域において優れた成果を有する経営者や有識者等と連携し、地域産業資源活用事業の取組の拡大に努める。

(3)　地域産業資源の持続的活用のための配慮

国は、地域産業資源活用事業を行う中小企業者において、自然や文化財等の地域産業資源の持続的活用のための配慮がなされるよう、地方公共団体や地域の関係団体等と連携し、必要な情報提供や相談窓口の設置等に努める。

(4)　信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、地域産業資源活用事業の促進のために重要であるとの観点から、中小企業者に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」によった信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。ただし、法令や通知等により、企業会計審議会や企業会計基準委員会により公表されている企業会計の基準等に従うこととされている場合には、当該基準等によるものとする。

地域産業資源活用支援事業に関する事項

第4　1　基本的な考え方

中小企業者の多くは、経営資源が限られており、販路の開拓や情報発信を単独で行うことは困難な場合が多い。

そのため、地域産業資源活用事業を適切に実施し、新たな需要の開拓に確実につなげるためには、関連市場の動向や消費者志向を踏まえ、具体的な販路を目指して取り組むことが重要である。

こうした観点から、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人（以下「一般社団法人等」という。）が、地域産業資源活用事業に対して、消費者志向の観点からの助言や提案、販路の開拓のための小売事業者等との連携の促進等により支援する事業（以下「地域産業資源活用支援事業」という。）を促進することが必要である。

2　地域産業資源活用支援事業の内容に関する事項

地域産業資源活用支援事業は、次に掲げる方法により、地域産業資源活用事業の円滑な実施及び成果の実現を支援することが必要である。

(1)　地域産業資源活用事業を行う者に対して行う地域産業資源を活用した商品又は役務の需要の動向に関する情報の提供

ここで、「地域産業資源活用事業を行う者」とは、地域産業資源活用支援事業計画の認定を受けて当該事業を実施する者のみを指すのではなく、法第二条第三項に規定する地域産業資源活用事業を実施する者全般を指す。

また、「需要の動向に関する情報の提供」とは、単に一般的な市場動向に関する情報を提供するだけでなく、地域産業資源活用事業に係る個々の商品・役務に対する消費者志向に関する情報を提供し、商品の内容やデザインの改良に関する具体的な提案を行う等、その需要の開拓に資するものであることが必要である。

その際、支援の対象となる商品・役務に係る販路の開拓に当たっては、地域産業資源活用支援事業を実施する者の有する販路を活用するほか、国、中小機構等が情報提供する、地域産業資源を活用した商品・役務の販路の開拓等に協力する事業者に関する情報の活用が期待される。

(2)　地域産業資源活用事業を行う者の求めに応じて行う当該地域産業資源活用事業の実施についての指導又は助言

ここで、「地域産業資源活用事業を行う者の求めに応じて行う」とは、地域産業資源活用支援事業者は、地域産業資源活用事業を行う者をあまねく支援する必要があるということではなく、その求めに応じ、その円滑な実施のために必要な指導又は助言の支援を行うことを指す。

ただし、地域産業資源の活用を促進する観点から、地域産業資源活用支援事業の対象を特定の中小企業者に限定するのではなく、支援を必要とする中小企業者を広く支援する内容であることが望ましい。

(3)　地域における地方公共団体及び関係団体との連携

地域産業資源活用支援事業の実施に当たっては、地域産業資源活用事業の促進による地域ブランドの育成・強化に向け、都道府県及び市町村並びに商工会議所・商工会その他地域の関係団体との連携が重要である。